



あなたと町政をむすぶパイプ役 皆さんの声を町政に

広報むぎ

第161号

2023

8

●発行 牟岐町議会・牟岐町役場 ●編集 広報委員会 TEL.72-1111(代) ●印刷 木村プリントテック
ホームページアドレス <http://www.town.tokushima-mugi.g.jp/>



6月議会

町長所信	2	後期高齢者医療制度	15	児童手当について	25
町長行政報告	3	在宅要介護者訪問歯科健康診査	16	風しん抗体検査はお済みですか?	26
議案審議	4	マイナンバーカードを健康保険証	17	阿南税務署からのお知らせ	27
補正予算	6	犬猫の避妊・去勢手術費用の一部補助	19	ごぞんじですか? 検察審査会	28
一般質問	7	海部美化センターへのゴミの搬入	20	海上保安庁職員募集	29
選ばれた議員の紹介	11	NHK放送受信料の免除基準内容	21	山河の右下生活日記	30
牟岐町の新しいお店を紹介	12	重度心身障害者医療費助成事業	22	海が吠えた日	31
8月は保険証の定期更新月です	13	障がいと理由とする差別をなくそう	23		
臓器提供の意思表示にご協力ください	14	児童扶養手当について	24		

町 長 所 信



ますとみ おさむ
榎 富 治 町長

度から考え、施策を展開してまいります。

本町の懸案でございまして市宇ヶ丘交流センターの建設が始まり、海部郡衛生処理事務組合ごみ焼却施設の改築や、災害時防災拠点の機能を備えた役場新庁舎と海部消防組合消防本部・牟岐出張所の建設に向け進み出しました。これら施設の早期建設を目指します。

南海トラフ巨大地震対策といったしましては、牟岐町国土強靱化地域計画及び牟岐町地域防災計画に沿って取り組みを進め、1人でも多くの命が助かるように避難路及び避難場所の整備を今後も進め、防災の専門家の採用を含め、あらゆる角

次に、人口減少・少子高齢化対策、農林水産業、商業の振興などにつきまして、4年前にも申し上げましたが、牟岐町は平成27年度に地方創生の総合戦略を策定し、「牟岐町への新しい人の流れを作る」「牟岐で安心して働ける雇用の場をつくる」「結婚・出産・子育ての希望がかなう環境をつくる」「時代にあった住み続けたいと思える地域をつくる」の4つの基本目標を掲げ、人口減少・少子高齢化対策、農林水産業、商業の振興などの地方創生を推進するため、この間、取り組みを進めましたが、人口減少に歯止めはかかっていません。人口は、町の体力であり、少しでも人口減少を食い止めていかなければなりません。

一次産業の振興といったしましては、一次産業の方々と協議し知恵を出し合い、今後の一次産業の活性化をあらゆる角度から考え施策を展開したいと考えています。後継者の育成、若い世代の取り組みにつきまして、特に支援を続けてまいります。

商品開発・特産品開発の点では、JAとの連携事業として、徳島文理大学がもち表、モリンガなどを活用した特産品の開発を進めるとともに、京都産業大学が実生ゆずや100年フードに関する取り組みを行っています。また、水産資源栽培センターを活用して共同研究しているヒトエグサやジビエ活用とも連携を図り、ふるさと納税返礼品や、町内飲食店での新たなメニューの開発に取り組んでいただけるよう支援を考えていきたいと思えます。

次に、少子化対策といったしましては、令和3年4月より、子育て世代包括支援センター「むぎ子育て応援室むぎゅつと」を開設して

おり、妊娠期から子育て期への総合的な窓口となり相談支援や関係機関との連絡調整を行いより充実したサポートを行っておりますので、引き続き不妊治療費の助成、妊娠届けの受理、妊産婦さんの相談や教室の案内、乳幼児相談、検診、発達相談等を行ってまいります。また、助産師によります相談・訪問事業である産前産後サポート事業と、産後ケア事業も行い、妊産婦の不安軽減を行うとともに産後ケアの充実に努めてまいります。

高齢者支援といたしましては、高齢者の健康寿命延伸のために、これまでのように様々な取り組みを行い、老人会や社協、各事業所等のご協力をいただきながら、高齢者の生きがいと健康づくりに取り組み、みなさまが住み慣れた牟岐町で人生の最後まで自分らしく生活できるように、今後も取り組みを実施してまいります。

ふるさと会活動で、牟岐ゆかり店の情報を収集し、牟岐人の輪を育み、不慣れた土地で孤立せず相談できる拠点として、情報発信することにより、町とのつながりをより深めていただけてすよう進めてまいります。

道路網の整備促進に関しましては、阿南安芸自動車道、牟岐バイパスの早期完成に向け関係自治体と連携し、国への要望活動に取り組み、交通網の充実に努めます。

今後は大型事業が重なり、財政状況が大変厳しい牟岐町ですので、緊縮財政に努めなければなりません。事務事業の見直しも必要になると思いますが、牟岐町を元気にするため、みんなでお恵を出し合い、一つひとつ誠意をもって、それぞれの課題解決に向けて、これからも取り組みを進めてまいりますので、今後の皆さま方のご指導、ご支援、ご協力を心からお願ひ申し上げます。

町長行政報告

3月議会以降の各課における主な事務事業の実施状況等、行政報告をさせていただきます。

3月13日よりマスクの着用は、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断が基本となりました。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないように、ご配慮をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症は、5月8日から季節性インフルエンザなどと同様の5類感染症に位置付けられました。5類移行に伴う主な変更点といたしましては、陽性者や濃厚接触者の外出等の制限がなくなり、陽性者の療養の目安は、発症翌日から原則5日間になります。

また、役場新庁舎・消防新庁舎の移転事業に係る住民説明会として、3月13日に山田地区役員説明会、3月25日に山田地区住民説明会、3月27日に全町内会長への説明会を実施しました。デジタル推進課関係では、業務の自動化を4月より本格導入し、予防接種の台帳入力など、現在4業務が自動化されました。また、7月よりLINEによる住民票等の請求が可能となるよう進めています。

住民福祉課関係では、国の施策である低所得の子育て世代生活支援特別給付金5万円を5月末に給付しています。

健康生活課関係では、保健事業で婦人がん検診、エコー健診をそれぞれ1回実施し、ヘルスメイトの研修会を2回開催しています。

母子保健事業では、4・5歳児健診、乳幼児健診、離乳食教室をそれぞれ1回、乳幼児相談を3回実施しています。

また、健康教室として、友愛訪問員や高齢者を対象にフレイル予防や改善のための研修会を3地区にて開催しました。

産業課関係では、地域で受け継がれる食文化を文化庁が認定する「100年フード」に、「鳥そうめん」に続き、「牟岐の押し寿司」が選ばれました。高齢化などで収穫されなくなった実生ゆずとともに、地域の産業を守り、食文化を次の世代に残していきたいと考えています。

企画政策課関係では、「デジタル田園都市国家構想交付金」が令和5年度から3年間の採択を受け、「若者の人材循環を起点にしたまちづくりプロジェクト」として、これまでの連携事業の中で「若者関係人口」を軸とした取り組みを実施してまいります。

なお、本事業の実施にあたり、牟岐町出身の若者、

牟岐町ゆかりの若者が、「ふるさと」「第二のふるさと」として関わり続けられる環境整備、また、行政や地域の課題解決に向け、大学連携の中間支援業務委託を「NPO法人牟岐キャリアサポート」に行っています。

本年度の大学連携事業では、6月初めに、京都産業大学木原ゼミ、大阪公立大学松本ゼミが来町し、地域実習を行っており、「徳島大学建築サークルAUT」「徳島文理大学食物栄養学科もちつとむぎゆつとの会」と引き続き連携事業を実施してまいります。

その他、青山学院大学の地域実習の受け入れ、NPOひとつむぎ、HLAB（エイチラボ）、牟岐町出身の若者たちと連携した取り組みを現在計画中でございます。

また、SNSやホームページを活用し、牟岐ふるさと会や町民の方々に向けて丁寧な情報発信を行うことで、若者たちの活動が地域全体で受け入れられる環境

の醸成に努めてまいります。

建設課関係では、繰越事業一の久保橋修繕工事、町単急傾斜地崩壊対策工事、法定外公物維持工事が竣工し、県単急傾斜崩壊対策工事2件を発注しています。

また、橋梁定期点検業務と松坂トンネル定期点検業務を業務委託し、民間建築物耐震化支援事業で1件耐震診断中であります。

教育委員会関係では、新年度に入り高齢者教室・婦人学級なども開講し、ご家庭で自粛してきた暗いムードを解消し、町全体の活気が戻るよう事業等も進めてまいります。

今後、事業等の進捗状況等ご報告させていただきますので、ご指導、ご助言をよろしく願います。



木原ゼミ 実生ゆず絞り体験

6月定例議会の

議案の内容と審議

定例議会が6月13日から16日まで開かれ、開会日に柘富町長の所信表明、及び行政報告後、繰越計算書等報告3件、条例改正1件、補正予算2件、契約の締結2件、人事案件13件の提案説明が行われ、横尾議員からは、意見書の趣旨説明がありました。

再開日には、5名の議員が一般質問に立ち論議がなされ、その後、各議案を審議、町長提出の報告3件を承認、議案18件と議員提出の意見書1件が可決されました。

繰越計算書

◎令和4年度牟岐町一般会計繰越明許費繰越計算書
令和4年度から令和5年度へ繰り越した13事業に係る繰越計算書を報告し、議

会の承認を得るもの。

(原案承認)

◎令和4年度牟岐町簡易水道事業会計予算繰越計算書

令和4年度から令和5年度へ繰り越した、牟岐バイパス工事に伴う清水地区送配水管移設工事に係る繰越計算書を報告し、議会の承認を得るもの。

(原案承認)

精算報告書

◎令和4年度牟岐町簡易水道事業会計継続費精算報告書

令和3年度及び令和4年度に施工した、牟岐町中央配水池更新工事に係る清算を報告し、議会の承認を得るもの。

(原案承認)

条例

◎牟岐町出生祝金贈与条例の一部を改正する条例
新生児一人につき5万円の出生祝金を贈与するところ10万円に改正するもの。

(原案可決)

補正予算

◎令和5年度牟岐町一般会計補正予算
歳入歳出予算それぞれ1億9421万2千円を追加し、予算総額を34億7549万3千円とするもの。

(原案可決)

契約締結

◎物品購入契約の締結
第7分団の小型動力ポンプ付積載車の購入で、契約金額は996万6千円、規模は現在所有している車両と同程度のもの。

(原案可決)

人事

◎牟岐町農業委員会委員の任命
任期満了により農業委員会委員12名の任命について、議会の同意を求めらるるもので、議員に藤元雅文氏、溜口好雄氏、古戸千恵子氏、森定雄氏、坂千代克彦氏、木村義夫氏、竹山利治氏、小林幹弥氏、近藤敏一氏、井上正雄氏、櫛山利美氏、元内清博氏で任期は令和5年7月20日から3年間。

(原案同意)

◎副町長の選任
令和5年6月30日で任期満了となる副町長に、大森博文氏を再任するため、議会の同意を求めらるるもので、任期は9年6月30日まで。

(原案同意)



意見書

◎インボイス制度（適格請求書等保存方式）の延期・見直しを求める意見書

提出者 横尾 政明
賛成者 議員6人

新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日より5類へ移行され、徐々にではあるが、人の動きや社会経済活動に活性化が見られるようになってきた。しかしながら、相変わらず物価高騰がおさまらず、仕事や暮らしに深刻な影響を与えている。こういう状況の中、令和5年10月1日より複数税率に対応した消費税の仕入税額控除方式として、インボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施される予定であり、令和3年10月よりインボイス発行業者の登録申請が開始されている。対象となるのは、農林水産業者・個人タクシー・軽輸送ドライバー・塾や音楽教師・シ

ルバー人材センター会員など多岐に上る。

これまで基準期間の売上高が1000万円以下であれば、消費税の納税は免除されていたが、インボイス制度の登録業者になれば、売上高にかかわらず、納税義務が発生することに加え、発行する請求書の様式変更、システムの入替え、改修など、多大な事務や経費の負担が生じることとなる。また、登録業者とならない消費税免税業者はインボイスが発行できないため、課税業者との取引から排除され、廃業を余儀なくされる懸念がある。特に、本町では高齢者の個人事業者が多く、より一層の影響を受けることが考えられる。

インボイス制度の導入は、長引くコロナ禍によって打撃を受け、必死で立ち直りをかけている事業者の再生意欲の低下を招き、地域経済の再生を阻害しかねない。日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会をはじめ様々な団体、個人から制度の廃

止や実施延期を求める声が上がっている。よって、本議会は、国会及び政府に対し、中小企業・小規模事業者の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のため、インボイス制度の実施延期と見直しを強く要望する。

質問(要旨)

(多くの議員発言がありましたが、紙面の都合上、一部を掲載しています。)

問 横尾議員

VRゴーグルは何セット用意。

答 後戸デジタル推進課長

8から10セットを予定。

問 櫻谷議員

VRの災害体験動画はいつ頃、完成。

答 後戸デジタル推進課長

今年度中の完成を目指す。

問 藤元議員

隣保館前の駐車場の車止めは、除くことはできないか。

答 木田建設課長

駐車場前は国道で、管理は国交省のため、協議していきたい。

問 櫻谷議員

犬と猫の不妊去勢手術費助成の対象は。

答 海部住民福祉課長

飼い犬・飼い猫・野良猫。

議会の動き

- (5月)
 - 31日 行政常任委員会
- (6月)
 - 6日 全員協議会、議会運営委員会
 - 7日 牟岐町戦没者追悼式
 - 13日 令和5年 第2回 定例会
 - 16日
 - 23日 阿佐東線連絡協議会監査（海陽町）
 - 28日 徳島県市町村議会議長会 臨時総会（徳島市）
 - 30日 令和5年海部都衛生処理事務組 第1回臨時議会
令和5年第1回海部消防組合議会臨時会
- (7月)
 - 6日 広報編集委員会
 - 10日 令和5年度徳島県南部地区四国横断自動車道建設促進期成同盟会総会（阿南市）
 - 14日 一般国道55号・阿南安芸自動車道整備促進期成同盟会役員会・総会（高知県田野町）
- 「道路整備に関する勉強会」（高知県田野町）
 - 19日 徳島県市町村議会公務災害補償等組合議会 臨時会（徳島市）
 - 24日 令和5年度阿佐東線連絡協議会 総会（海陽町）
 - 26日 四国地方整備局への要望活動（香川県高松市）
- (8月)
 - 1日 四国8の字ネットワーク整備促進四国東南部連盟 令和5年度夏期 国土交通省等要望活動（東京都）
 - 2日 徳島県市町村議会議長会 定期総会（徳島市）

議

案 審

議

令和5年度一般会計の予算総額は 34億7549万3千円になりました。

6月補正予算は、1億9421万2千円増額です。(原案可決)

6月補正予算 歳出予算の主なもの

金 額	
2,596,000円	固定資産台帳更新業務及び統一的な基準による財務書類作成業務委託
6,500,000円	LG(行政専用ネットワーク)系サーバー更新手数料
7,000,000円	議会ペーパーレスシステム導入業務委託料
10,500,000円	VR(仮想現実)災害体験動画作成業務委託料
2,860,000円	牟岐町第4期障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定委託料
24,967,000円	牟岐町社会福祉協議会事業(法人運営分・各種事業分)
175,000円	送迎バス安全装置設置
3,000,000円	森林整備センター分収造林事業除栽I(冷谷)委託料
1,500,000円	モラスコむぎシャワー・ウッドデッキ修繕料(追加)
1,289,500円	モラスコむぎシロアリ駆除手数料
1,479,000円	アワビ類放流事業補助金
2,500,000円	牟岐町商工会補助金
20,900,000円	プレミアム商品券事業補助金
24,000,000円	住民税非課税世帯等重点支援給付金
1,350,000円	公用車購入(建設課)
4,700,000円	町道3箇所道路維持補修工事(追加)
1,250,000円	県単急傾斜地崩壊対策事業(天神前地区)
11,000,000円	大川団地1棟解体工事
3,700,000円	第2期国土強靱化地域計画策定業務委託料

6月補正予算 歳入予算の主なもの

金 額	内 容	
3,266,000円	国庫補助金	地域住宅交付金
49,964,000円	国庫補助金	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金
537,000円	県補助金	県単独沿岸漁場整備開発事業補助金
101,032,000円	繰越金	繰越金(財源充当)
3,000,000円	雑入	森林農地整備センター分収造林費用
8,460,000円	雑入	八坂残土処理場建設発生土処理費



灘地区法定外道路改良工事



牟岐中学校VRゴーグル体験授業の様子(R5.6.5)

補
正
予
算

問 役場新庁舎の整備方針について

答 基本計画の内容に基づき整備を進めていく



ちえこ 千重子 議員
かしたに 櫻谷

問 櫻谷議員
人口減少が止まらない中、新庁舎のスリム化が必要と思うが、役場整備方針はどのようになっているのか。
また、巨大地震津波がいつ起こるかわからない現状を踏まえ、線状降水帯による大雨への危機管理など、新庁舎の早期建設が望まれているのではないか。

答 榎富町長
本庁舎職員数、町議会議員数を基本指標として進めていく。人口減少が進む中、新庁舎のスリムでコンパクトにしていく必要性は、コ

答 榎富町長
需要の急増に生産が追い付いておらず、ヘルメットが品薄状態である。
本町内でヘルメットを購入できる店はなく、近隣の町にある販売店でも品薄状態になっているため、購入にあたっては町民の皆さんがご苦労されていることも承知している。

スト削減の観点からも大変重要であると認識してる。防災拠点として早期建設の必要性も認識している。できる限り多くの方に意見を求め、知恵と工夫を凝らしながら自治体規模に応じた設計を進めていきたい。

問 ヘルメット着用義務化に向けて

答 周知・啓発を進める

問 櫻谷議員
ヘルメットの着用が義務化されたが、購入するには高額である。
小学生・中学生・高校生

については無償配布、一般には一部補助金を考えてはどうか。

問 大型事業が続くなか今後の財政政策は

答 各事業債の交付税措置を活用し基金を充て財政の健全性を維持する



まさあき 政明 議員
よこお 横尾

問 横尾議員
・役場新庁舎建設及び消防新庁舎建設事業費26億5900万円。
・し尿処理設備事業費20億円から30億円。
・次期ごみ処理施設事業費33億4350万円。

① 役場新庁舎建設事業以外は、3町の負担事業であるが、財政政策はどのように取り組むのか。

② 財政の健全性を確保するためには、歳出の見直しや歳入の増加策を検討する必要がある。町の見解は、

答 榎富町長
① 各地方債を活用し、将来の財政負担の平準化を図る。
緊急防災・減災事業債（交付税措置7割）、過疎対策事業債（交付税措置7割）等の交付税措置を活用する。
地方債の返済は、基金を充て財政の健全性を維持する。

② すべての事業については内容や効果等を再度精査し、事業の取捨選択・優先順位を勘案し、最小限の実施に努める。
歳入の増加策としては自主財源収入の徴収率の確保、ふるさと納税の拡大、国・県の補助制度の活用 of 充実などを図る。

問 「防災専門部署」の設置計画は

答 防災監あるいは危機管理監などの登用を検討したい



議員 木本 千代子

問 木本議員
令和2年12月に改訂された牟岐町国土強靱化地域計画に沿った地域防災リーダーとなる人材育成や防災教育を推進し、若年層からの防災意識の向上を図ることは重要なことと考える。
今後、南海トラフ地震がいつ発生してもおかしくないという状況のもと、地域住民の防災意識及び地域防災力の向上を図るため庁舎内に「防災専門部署」の設置計画はあるのか。

答 榎富町長

現在、本町防災業務は総務課の2名体制である。県内24市町村中、専門部署を設置しているのは14市町で、小さな自治体では専門部署を設けていない。今後30年以内に発生する確率が70%から80%ある南海トラフ巨大地震をはじめ集中豪雨などに備え、牟岐町国土強靱化地域計画や地域防災計画・総合戦略などに沿った防災業務を進めていく。
対策として専門部署設置は難しいが、防災監あるいは、危機管理監などの登用を検討する。

問 SDGsに関する取り組み事例は

答 持続可能な社会を実現するため各種事業や学習を実施中

問 木本議員

SDGsへの取り組みを積極的に進めたい世の中に発信し、町としての価値を高めたいことが今後の町の発展と持続に繋がると考える。自治体及び教育機関でのSDGsに関する取り組みは。

答 榎富町長

- 牟岐中学校の生徒・教職員(71名参加)が海岸清掃活動を実施。
○シラタマ学級では、間伐等の作業など林業を体験。
○トコブシ、稚魚の放流やアオリイカ産卵場造成事業などを実施。
○森林明確化事業や間伐材の森林整備事業の実施。

答 今津教育長

- 保育園では、保育活動の中で身の回りの自然に触れ、自然に親しみ大切に育む。
○小学校の社会科では4年生は「ゴミと私たちの暮らし」、5年生は「自然災害と共に生きる」などを学び、総合的な学習の時間では3年生は「海に関すること」4年生は「テングサ」のことを牟岐の



シラタマ学級での間伐作業体験 (R4. 11. 26)

地域密着型で学習。
○小学校行事として5月末に「ゴミ0活動」、年間を通じて「ISO認定校での節電」「婦人会との栽培活動」等を行い環境問題への意識向上を図る。

○中学校では、ペットボトルキャップの回収が子どもたちへのワクワクにつながることやCO2削減が全世界の人々の課題であることを学習し、環境問題への解決に向けた実践力養成に取り組んでいる。

○小・中学校では「人権に関すること」や「多文化理解に関すること」なども全教育活動のテーマの中に位置づけている。
学校でのSDGsに関する教育活動は、未来を担う子どもたちが持続可能な社会を実現するための知識や技能を身につけ、物事を広い視野に立って深く考える力を養うことを目指している。

問 町民と協働のまちづくりについて

答 町内外の交流促進の「場」を創出する企画を実施する



つだ しゅういち 議員 津田 修一

問 津田議員

現在の役場職員は重要な担当分野を一人で複数抱え業務負荷が過重と認識しているが、財政が逼迫する本町では、職員数を増やして対応することは難しい。

これからは、町民が主体性を持って町政に関わり、町民と行政が連携して共に知恵と力を出し合い、協力して山積する課題に対応していくことが必須であり、「協働のまちづくりの推進」には、お互いの情報共有が肝要である。

例えば、ある程度の町民が見るような一元化された

情報発信ツールを町が提供してはどうか。

住民が自由に情報を他の「玖珠町アプリ」の掲示板機能のようなものを牟岐町LINEで作れないか。

コロナが落ち着き始めた今、改めて、牟岐町総合計画の「協働のまちづくりの推進」に関し、現在の取り組みについて内容と状況、課題、今後の方針を伺う。



コーヒースタンドの様子 (R5.1.3)

答 枅富町長

本町では、キャリア教育を中心に大学生の受け入れをおこなっており、町内事業者と県内外の関係人口大学生が連携して牟岐町の魅力や特産品のPR活動をしている。それにより社会人となった学生が町内に戻って滞在する、若者人材の循環が生まれてきている。

これまでの牟岐ふるさと会の活動に加え、若者や牟岐ゆかりの方々の活動を推進するため、町内外の多様な人材の交流促進につながる「場」の創出に関する企画を令和5年度よりデジタル園国家都市構想交付金を活用して実施していく。



木原ゼミ押し寿司作り体験 (R5.6.3)

答 西沢企画政策課長

現在の人口減少問題に対し、移住施策推進と関係人口創出の両輪で事業を進めている。関係人口の活動が活発になればなるほど、その取り組みを町民の方々に情報共有し、理解と協力体制の強化を図ることが重要である。

牟岐ふるさと会案内は、町内の方々に皆様の活動を知っていただくべく、町内の会員へも配布している。

また、「若者の人材循環を起点としたまちづくりプロジェクト」では、関係人口のイベントや活動、牟岐ふるさと会関連情報の発信について、牟岐人infoホームページやブログの活用を進めている。

SNSを使わない方に対しても、広報むぎの紙面で知らせている。

今後も、町民誰もがより情報を得やすい仕組みを検討していく。

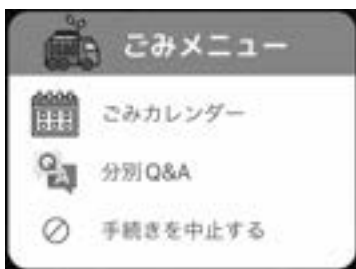
答 後戸デジタル推進課長

掲示板機能は、公式LINEでは利用困難。

また「玖珠町アプリ」は電話番号登録などアカウン卜管理を徹底し、職員が投稿内容の適正確認もしているため、かなりのマンパワーが必要。
まずは牟岐町LINEに登録してもらえよう広報活動に力を入れ、将来的により良い機能の搭載を検討していく。



牟岐町LINEのリッチメニュー



こんなメニューもあります

山田地区残土処理場の管理の徹底を

必要な整備・管理をする



まさふみ 藤元 議員

覆われ、点検さえできない状態になっており改善すべきた。

柘富町長

今後、残土の処理予定はないため、整備完了に向けた工事として、排水溝や未舗装進入路の舗装、横断側溝等の設置工事を進める。また、点検がしやすいよう草刈り等の維持管理をする。

地球温暖化の影響だと思われるが、ここ10年ほどの間に出羽島で2箇所、無線局の近くで2箇所、水落などで大雨による山腹崩壊が次々起こっており、今後も大雨による災害が引き続き起こる前兆として認識しておくべきである。処理場は、町が造ったものであり住民に被害が及ぶようなことは絶対にあつてはならない。しかし、山からの水を遮断する排水溝もなく、一部は浸み込み、残りは運搬道に流れ込んでいく。また、排水溝が草木で



山田残土処理の水たまりの様子

建物にカビ状のものが拡がっているが

対応を検討する

藤元議員

重伝建に選定されると、家屋の改修についても様々な制約がある。

柘富町長

しかし、10年、20年経っているならまだしも、改修して数年しかならない家屋にカビ状の黒い斑点が拡がっている。このまま放置すれば、さらに酷くなるのは明らかであり、どう対応するのか。

柘富教育次長

原因はカビである。重伝建事業なので、木目を見せるクリア系塗料で塗装しているため目立つうえに、施工時及び普段の立地環境がカビの発症原因になっている。今後は、塗装業者に見てもらい専門的な対応をした

一貫教育の成果と課題は

今後、地域の教育資源の活用を図る

藤元議員

保小中一貫連携教育が始まってから10年の節目の年である。

今日までの成果と今後の課題は。

今津教育長

保小中の教職員が、知育、德育、体育の3部会で「学びのプラン」を作成し、校種の特性を理解し合い、共通認識のもと、子どもたちの健やかな成長に関わってきた。

成果としては、ハード面では、学校施設を有効活用できること。ソフト面では、交流学习により園児・児童・生徒・教職員の交流の機会が多くなり、子どもたちの実態に基づく指導方法を教職員が身近に体験しながら理解でき、長期的視野に立つ教育実践が可能になって



小中合同運動会 (R5. 5. 26)

いる。また、子どもたちも、学校の枠を超えて協力・交流することから連帯感が育っている。子どもの減少率は深刻であり、教職員の削減も予想され、限られた人材でいかに最大の成果をあげていくのかを考える必要がある。今後は、地域の教育資源の一層の活用を図り、地域とともにある学校づくりを引き続き進めていく。

選ばれた議員の紹介

①趣味・特技 ②信条や好きな言葉 ③尊敬する人物 ④長所 ⑤短所 ⑥抱負



<議長>
喜田 俊司
61歳 2期目 河内

①釣り・野球
②夢は求め続ければ必ず実現する
③ウォルト・ディズニー
④常に明るく元気を志すスタイル
⑤何事も簡単に諦められないこと
⑥新しい議員の皆様と共に牟岐町議会の活発な運営に誠心誠意努めて参ります。また町民の皆様様の多様なニーズにお応えできる様、行政と議会が良い距離感を保ち本町の発展に取り組みたい。



<副議長>
藤元 雅文
72歳 7期目 内妻

①果樹の栽培・釣り
②明けな夜はない
③マホトマ・ガンジー
④誠実さ・好奇心旺盛
⑤行動まで時間がかかる
⑥少子高齢化、地場産業の衰退など、行政の課題は山積しています。行政の監視は、議会の仕事。議長を支え、その役割をしっかりと果たせるよう全力を尽くします。



津田 修一
45歳
1期目 中村

①散歩・山登り・カラオケ
②一燈照隅 萬燈遍照
③空海
④人見知りせず話ができる
⑤物事を合理的に考え過ぎる
⑥多くの先人が築いてこられたこの自然豊かで人情あふれる牟岐町を、三十年後、そしてもっと先の未来へ残すため、若い力をもって全力で取り組みます！



水田 武志
58歳
1期目 灘

①釣り
②前進
③特になし
④明るい
⑤持久力不足
⑥住みよい町づくりに貢献していきたい。



木本 千代子
64歳
1期目 中村

①茶道・生け花・絵手紙
②革新は慣習を超える力
③渋沢栄一
④ポジティブ（前向き）
⑤楽観的
⑥社会や地域のために貢献致します。イベントやワークショップの開催。持続可能な取り組みへの参加。ボランティア活動への参加。社会的な問題への取り組み。



小松 広繁
69歳
1期目 中村

①読書・スポーツ観戦
②何事にも誠実に取り組む
③小松義則（父）
④協調性があり、常に前向き
⑤気が短く感情的になりやすい
⑥初めての議員活動となりますが、現在町が抱えるさまざまな問題を一つ一つしっかりと勉強し、町民の皆様様の声を町政に反映させるため、全力で取り組みます。



横尾 政明
66歳
4期目 中村

①映画鑑賞・ツーリング
②一期一会
③安倍晋三
④何事にも前向き
⑤諦めが早いことがある
⑥一、安心安全な町づくり
二、人口減少対策
三、観光資源の再発見
四、地域活性化
等々に取組んでまいります。



榎谷 千重子
75歳
7期目 中村

①舞踊・カラオケ
②温故知新
③田中正造
④過去現在をじっくり見直す。
⑤気が短い
⑥非常に難しい牟岐町の舵取り役を町存続のため何ができるか、町民のみならず、声を町政に届けます。

編集後記

巨大地震津波に備え、本町では、保育園・小学校・海部病院の高台移転などを終えています。待たれていた役場・海部消防組合本部の移転・新庁舎建設についても具体的に動き始めています。予定地は、山田地区で、同じ敷地内に両施設が建設され、完成予定は令和8年度です。

現在の役場庁舎は、建設から既に半世紀を経ており耐震基準も満たしておらず、震災時には、浸水・倒壊の危険性があります。そうなれば、震災時の救援活動はむしろんのこと、震災後の復旧・復興のための業務遂行も困難になってしまいます。新庁舎は、安全な避難場所にもなり、予定通りの完成を期待したいと思います。

選ばれた議員の紹介

NEW OPEN 牟岐町の新しいお店を紹介!!

*** 墓石・石材クリーニング かわたけ ***

【住所】 海部郡牟岐町大字中村字杉谷121-10

【お問合せ】 080-7160-2288

【営業時間】 8:00~18:00

【お店情報】

墓石クリーニング（洗浄）とコーティング（防泥・防水処理）のご依頼を承っております。

作業はすべて手作業、手磨きクリーニング！わたくしが真心を込めて美しく蘇らせます！大切なお墓を痛めるような機械や高圧洗浄機は一切使用しません。洗浄後には墓石専用コーティングを実施し、墓石の色艶が蘇ります。

お墓参りがお墓掃除から「ご先祖様と向き合うお参りになりますように」お手伝いさせていただければと思っております。



*** 事業者の皆様へ ***

事業者支援の一環で情報掲載しています。町内における新店舗開業、リニューアルオープンなどの情報をお待ちしております。

毎年2, 5, 8, 11月に広報を配布していますので、掲載希望の事業者は、各2ヶ月前までに産業課までご連絡をお願いします。（紙面の都合で見合わず場合があります。）

お問い合わせ先 牟岐町産業課 TEL72-3419

令和5年度 牟岐町創業促進補助金

牟岐町の産業の振興及び活性化を図ることを目的として、町内で創業をする者に対し、必要な経費の一部を補助します。

創業とは	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税法第229条に規定する開業の届け出を行い、新たに事業を開始する場合又は、新たに法人の設立登記を行い、事業を開始する場合のこと ・ 町外で既に開業し、事業を行っていた個人事業者の内、牟岐町に住民票を移し、町内で事業を開始すること 	補助上限額
		30万円
補助対象者	<p>【対象要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年1月1日～令和5年12月31日まで に創業する者 ・ 牟岐町に住民票がある個人又は登記上の所在地を町内として創業する法人 ・ 個人事業者の場合は事務所・事業所の所在を町内とする者 ・ 町税等の滞納がない者 ・ 町の特定創業支援事業の証明をうけていること 	補助率
		1/2
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗等借入費 ・ 工事費 ・ 設備及び備品費 ・ 広報費 ・ 創業に必要な申請等に係る経費 ・ 消耗品等 ※令和5年1月1日以降の経費が対象となります。	募集数
		5事業程度
		募集期間
	7/3～10/31	必着
	*先着順で審査いたします。	
	お問合せ 牟岐町産業課 TEL：0884-72-3419	

8月は保険証の定期更新月です

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方には、有効期限が「令和5年7月31日」となっている[緑色]の「後期高齢者医療被保険者証」を、1人に1枚お渡ししています。

7月中旬に市町村担当課から、有効期限 令和6年7月31日と記載された新しい被保険者証[オレンジ色]をお届けします。

令和5年8月1日から令和6年7月31日までの一部負担金の割合（1割、2割又は3割）は、令和4年中の所得に基づき、判定します。

8月1日以降は、古い被保険者証[緑色]は使えませんので、受診の際は有効期限を確認し、お間違えのないようご注意ください。

後期高齢者医療被保険者証

有効期限
交付年月日

被 保 険 者 番 号	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
資 格 取 得 年 月 日	
発 行 期 日	
一 部 負 担 金 の 割 合	
保 険 者 番 号	
並 び の 名 称 及 び 印	徳島県 後期高齢者医療広域連合 [印]

後期高齢者医療被保険者証

有効期限 令和6年7月31日

※ご確認ください！

新しい被保険者証の有効期限は
令和6年7月31日
になっています。

【一部負担金の割合の判定方法について】

1割負担となる方

世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定①	住民税課税所得が28万円未満は1割	住民税課税所得が28万円未満は1割
判定②	住民税課税所得が28万円以上かつ「年金収入＋その他合計所得金額が200万円未満」は1割	住民税課税所得が28万円以上かつ「年金収入＋その他合計所得金額が320万円未満」は1割

2割負担となる方

世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定	住民税課税所得が28万円以上145万円未満かつ「年金収入＋その他合計所得金額が200万円以上」は2割	住民税課税所得が28万円以上145万円未満かつ「年金収入＋その他合計所得金額が320万円以上」は2割

3割負担となる方

世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定	住民税課税所得が145万円以上で年収が383万円以上は3割	住民税課税所得が145万円以上で年収の合計が520万円以上は3割
補足①	住民税課税所得が145万円以上で年収が383万円未満の場合は1割もしくは2割（要申請）	住民税課税所得が145万円以上で年収の合計が520万円未満の場合は1割もしくは2割（要申請）
補足②	70歳以上75歳未満の方（後期高齢者医療制度の被保険者以外）がいる場合、その方々との総収入の合計額が520万円未満の場合は1割もしくは2割（要申請）	

①後期高齢者医療 限度額適用・標準負担額減額認定証 (薄い紫色) をお持ちの方へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、減額認定証)は、有効期限が「令和5年7月31日」となっています。
令和4年度の減額認定証をお持ちの方で令和5年度住民税非課税世帯の方には、7月末までにお住まいの市町村から、8月1日以降に使用可能な減額認定証をお届けいたします。更新申請書の提出は必要ありません。
減額認定証に記載されている適用区分が「区分Ⅱ」の方で、減額認定証発行後に90日を超える入院(過去12か月)をされた方は、お住まいの市町村担当窓口申請していただくことで、入院時の食事代がさらに減額されます。
※申請が遅れた場合、減額される期間が少なくなりますので、該当になる方は速やかに申請してください。

②後期高齢者医療 限度額適用認定証 (ねずみ色) をお持ちの方へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用認定証」(以下、限度額認定証)は、有効期限が「令和5年7月31日」となっています。
令和4年度の限度額認定証をお持ちの方で、令和5年度も所得区分が3割負担の「区分Ⅰ・Ⅱ」に該当される方には、7月末までにお住まいの市町村から、8月1日以降に使用可能な限度額認定証をお届けいたします。更新申請書の提出は必要ありません。

臓器提供の意思表示にご協力ください

被保険者証の裏面に、臓器提供意思表示欄が設けられています。これは、臓器移植に関する啓発や知識を深めるためです。臓器移植とは、病気や事故により臓器が機能しなくなった方に他の方の健康な臓器を移植し、機能を回復させる医療です。臓器提供の意思表示は自分の意思で決めることができます。また、意思表示欄記入後も意思の変更ができます。臓器提供についてよく考え、家族とよく話し合い、意思表示欄の記入にご協力ください。
なお、意思表示欄への記入は任意であり、義務付けるものではありません。

Form with fields for organ donation consent, including checkboxes for consent, organ selection, and signature lines for the insured and family.

- ◆自分の意思に合う番号を選択
◆提供したくない臓器の選択
◆特記欄への記載について

◆本人署名・家族署名について
本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してください。また、家族署名欄には、この意思表示欄の記入を知っている家族が、その確認のために署名してください(家族署名欄の署名がなくても意思表示は有効です。)

※ 臓器提供意思表示欄記入後に、「個人情報保護シール」をはり付けることにより、記入内容を他の人に知られないようにすることができます。このシールは被保険者証同封パンフレット「臓器提供の意思表示にご協力ください」に付いています。
※ 記入する場合は、ボールペン等の消えないペンを使用してください。

※令和5年度の保険料の決定通知書を8月初旬にお送りします。
令和5年度の保険料が、年金から差し引かれている方は、4月分から8月分までは、仮徴収としてお支払いいただくこととなっております。
保険料の算定基礎となる前年の所得が確定後、年額保険料とお支払方法のお知らせをお送りします。
また、年金からの差引きではなく、納付書または口座振替により保険料を納めていただく方についても、市町村から年額保険料のお知らせと納付書をお送りします。

*****後期高齢者医療制度に関するお問い合わせ先*****
徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 牟岐町役場 健康生活課 後期高齢者医療担当
徳島市川内町平石若松78番地1 牟岐町大字中村字本村7番地4
電話 088-677-3666 電話 72-3417

後期高齢者医療制度 歯科健康診査のお知らせ

後期高齢者医療制度に加入されている節目の年齢の方を対象に、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックし、口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯科健康診査を実施しています。

また、徳島大学歯学部において、口腔ケアと体の健康、医療費や介護給付費との関連を調査しています。定期健診の受診や口腔ケアを行うことは、全身の健康にとっても重要であることが示されています。

今年度の対象者は、ぜひ歯科健診を受診しましょう。

対象者

令和4年中に節目の年齢になられた方(昭和22年,昭和20年,昭和17年,昭和12年,昭和7年生まれの方)ただし、長期入院患者や施設入所者は対象外です。

〔長期入院患者や施設入所者の方は、すでに健康状態を把握され、医師や施設管理者等の指導を受けていると考えられることから、歯科健康診査の対象者から除いています。〕

なお、対象者には8月下旬に歯科健診受診券のハガキを送付します。長期入院患者・施設入所者の方にハガキが届くこともありますが、対象外ですので健診はご遠慮ください。

受診場所

 後期高齢者の歯科健診の実施協力歯科医院

受診可能な歯科医院の一覧表を市町村窓口・広域連合窓口で配布予定です。
また、広域連合及び県歯科医師会のホームページに掲載予定です。

受診方法

 事前に電話等にて健診実施歯科医院にご予約の上、受診してください。

健診項目

 問診、口腔内診査、口腔機能評価(口の渇き、かむ力、飲み込む力など)等

受診費用

 無料

受診期間

 令和5年11月30日(受診券が届いてから使っていただけます。)

持っていくもの

 後期高齢者医療被保険者証と歯科健診受診券のハガキ

その他注意事項

- 健診の予約日を忘れないようにしてください。
- 歯科健診は期間中に1回のみです。後日重複受診が判明した場合は費用を請求させていただきますのでご了承ください。
- 歯科健診自体は無料ですが、その後に治療行為が行われる場合は有料となりますのでご注意ください。
- 健診結果は、広域連合又はお住まいの市町村での口腔保健指導及び徳島大学との共同研究による分析調査に活用することがありますので、ご了承ください。

後期高齢者医療制度の歯科健康診査に関するお問い合わせ先
徳島県後期高齢者医療広域連合事務局 事業課
徳島市川内町平石若松78番地1
電話 088-677-3666

後期高齢者医療制度 在宅要介護者訪問歯科健康診査のお知らせ

後期高齢者医療に加入されている在宅の要介護者を対象に、在宅で歯科健診や歯科保健指導を行うことで、口腔機能の維持回復を促し、高齢者の低栄養や誤嚥性肺炎の予防することを目的に、訪問歯科健康診査を行います。

【対象者】

自力で歯科医院に通院することが困難な在宅の要介護者で、次の要件を全て満たす徳島県後期高齢者医療被保険者。

- ①要介護3・4・5の認定を受けている方
- ②介護保険の居宅療養管理指導（歯科医師・歯科衛生士によるもの）及び口腔機能向上加算を受けていない方
- ③医療保険の訪問歯科診療・訪問歯科衛生指導を受けていない方
- ④令和5年度歯科健康診査を受けていない方

【実施期間】

令和5年9月1日～令和5年12月末

【健診費用】

無料 ※ただし、その後の歯科治療については有料

【申込先】

徳島県後期高齢者医療広域連合 事業課

※申請前に、必ず担当ケアマネジャーに相談してください。

ケアマネジャーによる代理申請も可能です。

※対象者と決定した方には訪問歯科医・歯科衛生士をご自宅等に派遣いたします。

訪問歯科健診の詳細や申請書等必要書類については、広域連合ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

後期高齢者医療制度の訪問歯科健康診査に関するお申込み・お問い合わせ先
徳島県後期高齢者医療広域連合事務局 事業課 徳島市川内町平石若松78番地1
電話 088-677-3666

ジェネリック医薬品による自己負担額軽減のお知らせを発送します

ジェネリック医薬品とは、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に、同じ有効成分を使って作られ、新薬と同等の効果、効能を厚生労働省から承認されている医薬品です。

徳島県後期高齢者医療広域連合では、現在処方されている新薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額がどれくらい軽減できるのか、その一例をお知らせする通知を令和5年9月下旬に送付します。

通知の対象者は、本年5月に医療機関で処方された新薬を、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額が大きく軽減される方です。

なお、全てのお薬にジェネリック医薬品があるとは限りませんので、利用を希望される場合は、医師や薬剤師にご相談ください。


お問い合わせ

徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課

電話 088-677-3666

健康保険証をお使いの皆さまへ

「マイナンバーカード」を 健康保険証としてぜひお使いください！



1 データに基づく最適な医療が受けられる

過去に処方されたお薬や特定健診などの情報が医師・薬剤師に共有され(※)、データに基づく最適な医療が受けられるようになります。

※ マイナンバーカードを健康保険証として利用し、医師等と過去の情報を共有した場合には、健康保険証で受診した場合と比べて、初診時等の医療機関・薬局での窓口負担が低くなります。

2 転職や転居等による保険証の切り替えや更新が不要

今後、転職や転居などで必要だった保険証の切り替えや更新が不要になります。

※ なお、新しい保険者への加入手続は必要です。

3 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除


限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが確実に免除されます。

！ マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1. マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です


- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの証明写真機からの申請




STEP2. マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 「マイナポータル」から行う
- ② セブン銀行ATMから行う
- ③ 医療機関・薬局の受付で行う



マイナポイント第2弾 マイナポイント申込期限延長！

 マイナポイントの申請期限は**2023年9月末**です。
2023年2月末までに申請されたマイナンバーカードが対象です。

マイナンバーカードは安全です！

マイナンバーカードを失くしたら個人情報が流出しそうで不安・・・



▶ マイナンバーカードのICチップには、健康・医療情報や税情報・年金情報などプライバシー性の高い情報は入っていません！

マイナンバーカードを失くした場合、どうすれば良いかわからない・・・



▶ 万が一紛失しても、コールセンター【0120-95-0178：24時間365日受付】に電話することで、カードの利用を一時停止できるので安心です！

マイナンバーを他人に悪用されそうで怖い・・・



▶ 第三者にマイナンバーを見られても、あなたになりすまして手続きを行ったり、あなたの個人情報を調べたりすることはできません！

2024（令和6）年秋以降は、 保険証とマイナンバーカードが一体化されます。

マイナンバーカードをなくしたり、
手元にない場合は？

- 2024（令和6）年秋以降、マイナンバーカードを紛失・更新中の方やお手元にカードがない方などは、ご加入の医療保険の保険者に申請いただくことで、ご本人の被保険者資格の情報を記載した「資格確認書」が無償交付されます。
- 「資格確認書」を医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

健康保険証はいつまで使えますか？

- 2024（令和6）年秋以降、新規の健康保険証は発行せず、2024（令和6）年秋の時点でお手元にある有効な保険証は、その時点から最長1年間（※）使用することができます。

※ 有効期限が2025（令和7）年秋より前に切れる場合はその有効期限まで。



マイナンバーカードは
こちらのポスターやステッカーを
貼っている医療機関・薬局で
ご利用可能です！



※厚生労働省HPでもご利用可能な
医療機関・薬局を公開しております。

もっと詳しく知りたい方はフリーダイヤルにお問い合わせください
マイナンバー総合フリーダイヤル TEL：0120-95-0178

犬猫の避妊・去勢手術費用の一部を補助します

牟岐町で飼われている犬・猫を対象として、1頭につき5,000円を合計10頭に補助を予定しています。(申込者が多い場合は抽選)

犬については、登録と令和5年度狂犬病予防注射を済ませていることが必要です。

(申し込み方法)

官製往復はがきに、飼い主の住所、氏名、電話番号、犬・猫の別、名前、年齢、性別、毛色、犬の場合は犬の登録鑑札番号及び狂犬病予防注射済票番号を記入し、徳島県獣医師会にお申し込みください。

なお、返信用はがきの宛名欄にも申込者の住所、氏名、郵便番号を記入してください。

詳しくは、徳島県獣医師会(TEL088-663-6607)へお問い合わせ下さい。

(申込先住所)

〒770-8007

徳島市新浜本町二丁目3番6号(公社)徳島県獣医師会

(申込期間)

令和5年10月1日～令和5年10月31日(必着)

(手術期間)

令和5年11月15日～令和6年1月20日

※飼い主のいない猫(地域猫)の避妊手術には、1匹10,000円を上限とした助成制度があります。詳しくは、住民福祉課(TEL72-3414)にご相談ください。

令和5年度牟岐町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術助成事業

申請手順

野良猫の避妊・去勢手術の補助金があります
※1匹につき1万円助成



1. 役場で申請書類を受領
2. 手術前の猫の撮影(耳が映るように)
3. 去勢手術を行う。
 - ・去勢の証明として「耳カット」をすること
 - ・「飼い主のいない猫の避妊・去勢手術」を証明する領収書を貰うこと
4. 手術後の猫の撮影(耳が映るように)
5. 交付申請書、領収書、手術前の写真、手術後の写真を役場に提出



注意事項

- ・申請者は、牟岐町住民基本台帳に記載され、飼い主のいない猫を管理している人に限ります
- ・申請期間は、令和6年1月31日(水)までですが、補助頭数が上限に達した場合、これ以前でも締め切らせていただきます
- ・原則、先着順です

※お問い合わせは牟岐町役場住民福祉課まで (TEL72-3414)

海部美化センターへのごみの搬入について

海部美化センターへごみを直接搬入する仕方は次のとおりです。

- ①役場でごみを出される方の住所、お名前の確認させていただき、ごみの搬入券、受け入れ対象物（案内チラシ）を配布させていただきます。
- ②直接搬入するごみの種類の確認後、海部美化センターへごみの直接搬入日時、搬入場所、搬入方法を説明させていただきます。
* 海部美化センターへの搬入の際には、役場より搬入券を発行しておりますので、必ずご持参ください。

なお同日2回目以降については、直接海部美化センターの受付で、搬入日、町名、お名前をご記入いただきます。

- ③直接搬入後、ごみの重量により計量した料金を、お支払いいただきます。

(搬入場所) 海部美化センター 牟岐町大字内妻字白木139番地1 TEL0884-72-2614

(搬入日時) 午前8時30分から午後4時まで

可燃ごみ 月曜日から金曜日 土日、祝祭日は除く

不燃・粗大ごみ 月・木・金曜日 土日、祝祭日は除く

資源ごみ 月曜日から金曜日 土日、祝祭日は除く

(搬入料金) 20kg/120円 (20kg増すごとに120円加算)

* 海部美化センターでは、各町収集車の搬入と重なると混雑する場合があります。

安全に搬入する為に、ごみカレンダー記載ごみの分け方を確認し、事前にごみの分別にご協力下さい

浄化槽の維持管理は「一括契約」をご利用ください

浄化槽の機能を十分に発揮させるためには、定期的な維持管理（保守点検と清掃）と法定検査が必須です。町では、これらの業務を一括契約として行っていただくことを推奨しています。この一括契約により、これまで別々に依頼していた保守点検と法定検査を同時に契約でき、一元的な管理が可能となります。これにより、ご利用中の皆さまは安心して浄化槽の使用を続けることができます。

一括契約による管理委託についてのご相談は、海部郡浄化槽一括契約協議会または海部郡内の保守点検業者までお気軽にご連絡ください。

【お問合せ先】

海部郡浄化槽一括契約協議会 (事務局 徳島県環境技術センター)

電話088-636-1234

環境衛生に対する活動費として寄付金がありました

株式会社オオキタ様より5万円の寄付をいただきました。環境衛生、千年サンゴの保全活動費として活用させていただきます。ありがとうございました。



障がいのある方を対象としたNHK放送受信料の免除基準内容

下記の条件に該当となる方は、NHK放送受信料を全額または半額免除が受けることができます。

免除の該当となる方(世帯)で、手続きがお済みでない場合は申請手続きをしてください。

(既に免除を受けている方は、手続きは必要ありません。)

<放送受信料の免除基準内容> (平成27年6月1日施行)

【全額免除】

対 象	適用条件
公 的 扶 助 受 給 者	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護法に規定する扶助を受けている場合 ●ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護を受けている場合 ●中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている場合
市町村民税非課税の身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合
市町村民税非課税の知的障がい者	所得税法または地方税法に規定する障がい者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障がい者と判断された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税を含む)非課税の場合
市町村民税非課税の精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合
社会福祉事業施設入所者	社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設に入所されている場合

【半額免除】

対 象	適用条件
視覚・聴覚障がい者	視覚障がいまたは聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
重度の身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちで、障がい等級が重度(1級または2級)の方が世帯主で受信契約者の場合
重度の知的障がい者	所得税法または地方税法に規定する特別障がい者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障がい者と判断された方が、世帯主で受信契約者の場合
重度の精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障がい等級が重度(1級)の方が世帯主で受信契約者の場合
重度の戦傷病患者	戦傷病患者手帳をお持ちで、障がい程度が特別項症から第1款症の方が、世帯主で受信契約者の場合

<免除の申請手続きについて>

◆お持ちの障がい者手帳・印鑑をご持参のうえ、役場住民福祉課で申請をしてください。

※ 全額免除申請される方で、本年1月2日以降に牟岐町に転入された方は、前住所地の非課税証明書が必要です。)

お問合せ先 : NHK ふれあいセンター(☎ 0570-077077) / 役場住民福祉課 (☎ 72-3416)

ご存知ですか?重度心身障害者医療費助成事業

○ 重度の障害をお持ちの方に 医療費の一部負担金
調剤一部負担金 を助成いたします

医療助成の対象となる方		手続きに必要なもの
1	身体障害者手帳1・2級所持者	医療保険証・印鑑・通帳 身体障害者手帳 および療育手帳
2	療育手帳A所持者	
3	身体障害者手帳3・4級と療育手帳B1を所持する重複障がい者	

※ 上記の制度は医療保険加入者が対象となり、所得制限があります。

(注) 65歳になっても引き続き重度医療を受給するには、後期高齢者医療制度に加入する必要がありますので、65歳を迎えられる方は注意してください。

【65歳の誕生日の1ヶ月前に牟岐町役場住民福祉課まで連絡をお願いいたします。】

お問い合わせ先 住民福祉課 TEL 72-3416

特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当は、精神や身体に常に介護を必要とする程度の障がいのある児童をご家庭で保護、監督している父や母、または父母に代わって児童を養育している方に対し支給される手当です。

◆対象となる児童

20歳未満で、身体や精神に重度障がい、または中度障がいのある児童

◆手当を受けられない場合

- 1、手当を受けようとする人、対象となる児童が、日本に住んでいない場合
- 2、児童が肢体不自由施設や知的障害児施設などの施設に入所している場合
- 3、児童が障害を理由として厚生年金など公的年金を受けられることができる場合
- 4、手当を受けようとする人の前年の所得が一定額以上ある場合

◆支給額

支給される手当の月額、障害児1人につき1級（重度障がい児）53,700円、2級（中度障がい児）35,760円となっています。（令和5年4月改定）

※手当額は、毎年度変更になる可能性があります。

◆特別児童扶養手当の支払日

手当は、請求した月の翌月分から支給され、年3回、支給月の前月分までの4か月が支払われます。

4月期（12月～3月分）→4月11日 支払い

8月期（4月～7月分）→8月11日 支払い

12月期（8月～11月分）→11月11日 支払い

◆申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・請求者（手当を受けようとする人）と対象児童の戸籍謄本
- ・特別児童扶養手当認定診断書
- ・請求者名義の預金（貯金）通帳
- ・請求者、配偶者、対象児童の通知カードまたは個人番号カード

※この他にも、個別の事由により必要な書類があります。

お問い合わせ先 住民福祉課 TEL 72-3416

障がい（しょうがい）を理由（りゆう）とする差別（さべつ）をなくそう

～障がい（しょうがい）を理由（りゆう）とする差別（さべつ）をなくそう～

しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう
《 障害者差別解消法 》

せいしきめいしょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ
正式名称： 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

ほうりつ へいせい ねん がつ にち ふうとう さべつてきと あつか およ こうりてき
 この法律は、平成28年4月1日よりスタートし、「**不当な差別的取り扱い**」及び「**合理的配慮の不提供**」を禁じています。

しょうがい ある人 へ の 差別 を なくす こと で、 しょうがい ある人 も ない人 も、 互い に その 人ら
 しさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

「不当な差別的取り扱いの禁止」

ふうとう さべつてきと あつか きんし
 この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がい（しょうがい）を理由（りゆう）として差別（さべつ）することを禁止（きんし）しています。

具体例：

- スポーツクラブなどに入会しようとして、障がい（しょうがい）があることを伝えると、そのことだけを理由（りゆう）に入会（にゅうかい）を断（ことわ）られた。
- 障がい（しょうがい）のある人（ひと）がアパートやマンションなどの部屋（へや）探しをたのんだが、さがしにくいというこ（こと）で、希望（きぼう）を聞く前（まえ）に断（ことわ）られた。

「合理的配慮の提供」とは？

こうりてきはいりよ ていきょう
 この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が障がいのある人（ひと）に対して、障がい（しょうがい）のある人（ひと）から社会（しゃかい）の中（なか）にあるバリア（ばりあ）を取り除（のぞ）くために、何（なん）らかの対応（たいおう）を必要（ひつよう）としているとの意（い）思（し）が伝（つた）えられたとき（とき）に、負（ふ）担（たん）が重（おも）すぎない範（はん）囲（い）で対応（たいおう）すること（こと）（事業者（じぎょうしゃ）に対しては、対応（たいおう）に努（つと）めること）を求（もと）めています。

具体例：書類などで・・・

- 知的障（ちてきしょうがい）害（がい）のある人（ひと）が確（かく）認（にん）が必要（ひつよう）な書（しよ）類（るい）を見（み）たが、その人（ひと）にとっ（と）ては、難（むずか）しい漢（かん）字（じ）や文（ぶん）章（しょう）が多（おほ）く、理（り）解（かい）でき（き）ないものであ（あ）った。



～こんな心づかいで差別をなくしていこう～

- 書（しよ）類（るい）の文（ぶん）字（じ）を大（おほ）くし（し）たり、ふり仮（か）名（な）をつ（つ）けたりする。また、代（か）わ（わ）りに読（よ）み上（あ）げたり、大（たい）切（せつ）なとこ（と）ろをわ（わ）かりや（や）すく説（せつ）明（めい）し（し）たりする。



こうりてきはいりよ じれい ないかくふ
 合理的配慮の事例は内閣府のホームページにあります。

こうりてきはいりよ けんさく
 合理的配慮サーチ 検索

児童扶養手当について

児童扶養手当を受給するには、役場窓口で認定請求の手続きが必要です。

◆児童扶養手当とは

父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方に支給されるものです。なお、支給は、児童が18歳に達した年度末（障害の状態にある児童の場合は20歳）までです。

◆支給時期

奇数月の11日に、それぞれの支払い月の前月までの2か月分が支払われます。（ただし、11日が金融機関の休日に当たるときは、直前の営業日になります。）

◆手当額

児 童 数	手 当 月 額	
	全部支給の方	一部支給の方
1人のとき	44,140円	44,130円～10,410円
2人のとき	10,420円加算	10,410円～5,210円加算
3人以上	1人につき6,250円加算	1人につき6,240円～3,130円加算

◆所得制限限度額

扶養親族等の数	本 人		孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限限度額
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円

※ 受給者及び扶養義務者等の所得が一定額以上ある場合や公的年金等を受給している場合は、手当額の一部又は全部が支給されません

◆手当の対象となる児童

- 父母が離婚した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が政令で定める障がいのある児童
- 父または母が生死不明な児童
- 父または母が1年以上遺棄している児童
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- 母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

お問い合わせ先 牟岐町住民福祉課 TEL 72-3416

児童手当について

児童手当を受給するには、役場窓口で認定請求の手続きが必要です。（公務員のかたは勤務先に）

◆支給対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

◆支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

※児童を養育している方の所得が下表①（所得制限限度額）以上の場合、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

なお、児童を養育している方の所得が②以上の場合、児童手当等は支給されません。

扶養親族の数	①所得制限額		②所得上限額	
	所得額（万円）	収入額の目安（万円）	所得額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200

◆支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

例）6月の支給日には、2～5月分の手当を支給します。

児童手当制度では、以下のルールを適用します

1. 原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します。
2. 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します。
3. 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します。
4. 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。
5. 児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給します。

お問い合わせ先 牟岐町住民福祉課 TEL 72-3416

国民年金基金のお知らせ

国民年金基金は、国民年金に上乗せして加入し、税金優遇を受けながら掛金を積立て、老後により充実した年金を受取ることができる公的な年金です。

◆その特徴は◆

- ①掛金が全額「社会保険料控除」で、受取る年金も「公的年金等控除」の対象です。
- ②受取る年金は、終身が基本で一生変動しません。
- ③万一時はご遺族に一時金が支払われます。（遺族保証のないB型も選べます）
- ④掛金は、加入時の年齢で一定。お休みや増減もできます。

◆加入できる方は◆

- ①国民年金の第1号被保険者（免除の方などを除きます）
- ②国民年金の任意加入者（60歳～65歳未満の方や海外在住の方）です。

お問い合わせ先 全国国民年金基金 徳島支部 TEL 0120-65-4192

「風しん抗体検査はお済みですか？」

風しんは成人がかかると症状が重くなります。また妊娠初期の妊婦さんに感染させてしまうと生まれてくる赤ちゃんの目や耳、心臓に障害が起きることがあります。以下の年齢の方は、公的な予防接種が行われていない年齢に該当しますので、抗体検査と予防接種が無料で受けることができます。この機会にぜひご検討ください。

◆国が実施している抗体検査・予防接種

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日までに生まれた男性 【接種期限】令和7年2月28日まで

- ①R5年5月頃に対象者へ抗体検査・予防接種に関するハガキを送付
- ②抗体検査および予防接種を希望する場合は健康生活課へ連絡→クーポン券を送付
- ③クーポン券を持って医療機関で抗体検査を受ける
- ④抗体検査の結果が「抗体あり」→予防接種必要なし 「抗体なし」→予防接種を受ける

検査&接種期限が延期されました！

・町内での実施医療機関は「小柴医院」「美海クリニック」「海部病院(抗体検査のみ)」です。町外の病院でも検査・接種ができますので、詳しくはお問い合わせください。検査や接種の前には事前に医療機関へ予約してください。
・クーポン券を紛失された場合は健康生活課までご連絡ください。

◆徳島県が実施している抗体検査・町が実施している予防接種

妊娠を希望される又は妊娠する可能性の高い女性
昭和54年4月2日～平成2年4月1日までに生まれた男性 【接種期限】令和6年3月31日まで

- ①徳島県が実施している抗体検査等で抗体価を調べる(詳しくは徳島県ホームページをご覧ください)
- ②抗体検査の結果が「抗体あり」→予防接種必要なし
「抗体なし」または「抗体価が低い」→牟岐町から予防接種用の問診票を送付するので「小柴医院」または「美海クリニック」で予防接種を受ける

「HPV ワクチン(子宮頸がん予防ワクチン)が無料で受けられます」

HPV(ヒトパピローマウイルス)の中には子宮頸がんを起こしやすいものがあります。HPV ワクチンには、この一部の感染を防ぐことができます。対象の方は無料(公費)で接種することができますので、この機会にご検討ください。

◆定期予防接種

中学1年生～高校1年生に相当する年齢の女子(平成19年4月2日～平成24年4月1日生まれ)

【接種期限】 ※年齢により接種期限がことなりますのでご注意ください。
平成20年4月2日～平成24年4月1日生まれは、高校1年生になる年度の3月31日まで
平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれは、令和7年3月31日まで

◆キャッチアップ接種(積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対して接種機会を確保します)

平成9年4月2日～平成19年4月1日生まれの方で、今まで接種を3回受けていない方
【接種期限】 令和7年3月31日まで ※過去に1・2回目の接種歴がある方は残りの回数を接種できます。

対象者の方には、すでに予診票等の個別通知を送付しています。予診票を紛失された方は再発行しますので健康生活課へご連絡下さい。またご自身が対象かどうかご不明な場合もご相談下さい。

お問い合わせ先 健康生活課 TEL 72-3417

阿南税務署からのお知らせ

消費税インボイス制度説明会等について

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まります。

事業者の皆様には、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の実施に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度説明会等を開催しますので、是非ご参加ください。

●インボイス制度説明会（免税業者が対象となります）

消費税の基本的な仕組み等を加えて、インボイス制度の概要について説明します。

●登録要否相談会

インボイス制度説明会終了後、インボイス発行事業者として登録すべきかどうかについて相談を希望する方を対象に、事業実態に応じた相談会を行います。

説明会の名称	開催日時	開催場所	定員
インボイス制度説明会 及び 「登録要否相談会」	令和5年9月6日(水)	【会場】 阿南市商工業振興センター 2階展示ホール (阿南市富岡町今福寺34-4) 【開催時間】 13:30~16:30	50名
	令和5年9月7日(木)		

●インボイス制度等説明会にご参加いただく方へ

○各説明会については、**事前予約制**としますので、事前に次のお問合せ先まで申込みをお願いします。

お問い合わせ先
阿南税務署 個人課税部門 0884-22-0416（直通）

※ 国税庁インボイス制度特設サイトでは、インボイス制度について解説した
国税庁動画チャンネルのほか、Q&Aなどを掲載しています。

主催 阿南税務署
共催 阿南法人会・阿南間税会・阿南税務署管内青色申告会連合会
阿南商工会議所



インボイス制度
特設サイト

牟岐町立図書館のコンピュータシステムが新しくなりました

牟岐町ホームページのトップページから、左端にバーのある町立図書館をクリックしていただき、「蔵書検索ページ」や「としょかんカレンダー」をクリックしていただくと、【新着図書情報】や、【貸出ランキング】を閲覧していただくことが可能です。

また、利用者番号とパスワードを入力いただくことで、ログインが可能です。
(アクセスが集中している時がありますので、つながりにくい場合は、時間をおいて、再度お試しください。)

お問合せ先：牟岐町立図書館
TEL (0884) 72-2300
FAX (0884) 72-3301

ごぞんじですか? 検察審査会

検察官が事件を裁判にかけなかったこと(不起訴処分)のよしあしを、選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が審査する制度です。

検察審査員はどうやって選ばれるの?

各市町村の選挙管理委員会が有権者を対象に行ったくじの結果をもとに、候補者名簿が作成され、その名簿の中からくじで選ばれます。

選ばれたら何をするの?

月に1、2回開かれる会議で、検察庁から取り寄せた事件の記録を調べ、意見を出し合っ、不起訴処分のよしあしを審査します。

法律知識がなくても大丈夫?

検察審査員の仕事は、不起訴処分のよしあしを国民の視点で審査することですので、法律の専門知識は必要ありません。

検察審査会制度については、
<https://www.courts.go.jp/kensin/>
で詳しく紹介しています。



【お問合せ先】

徳島検察審査会事務局 TEL088-603-0160

毎月勤労統計調査特別調査へのお願い

厚生労働省・徳島県では、本年7月31日現在で、常用労働者を1～4人雇用している事業所を対象に、毎月勤労統計調査特別調査を実施します。

この調査は、1～4人の常用労働者を雇用する小規模事業所における賃金、労働時間及び雇用の実態について全国及び都道府県別に明らかにすることを目的に実施しており、調査結果は、小規模事業所の実態を示す資料として国民経済計算(GDP統計)の作成等に使用されています。

調査対象となる事業所には、8月から9月にかけて統計調査員が訪問し、調査の御依頼をいたします。

調査票に書かれた内容は、「統計法」により厳しく秘密が守られます。また、統計以外の目的に用いることも固く禁じられていますので、何卒、調査に御協力いただけますようお願いいたします。

厚生労働省
徳島県

あなた自身が作成された遺言書を法務局が保管します (自筆証書遺言書保管制度)

法務局に遺言書を預けていただくことにより、大切な遺言書の紛失や改ざんを防止することができます。大切な財産をご家族等に確実に託す方法の一つとして、本制度をご利用ください。

保管申請手数料は、3,900円です。家庭裁判所での検認が不要となります。手続には予約が必要です。

遺言書保管申請の方法については、徳島地方法務局ホームページを御確認いただくか、徳島地方法務局阿南支局までお問合せください。

【徳島地方法務局ホームページ】

https://houmukyoku.moj.go.jp/tokushima/page000001_00065.html

【お問合せ先】

徳島地方法務局阿南支局 (TEL0884-22-0410)



海上保安庁職員募集(採用試験のご案内)

・海上保安大学校学生採用試験

※幹部海上保安官として海上保安業務に従事します。(幹部職)

受付期間 令和5年8月24日(木)9:00~9月4日(月)

試験日 第一次令和5年10月28日(土)および29日(日)

第二次令和5年12月15日(金)

申込みはインターネットにより行ってください。

<詳しくはこちら↓>

採用 | 海上保安庁(mlit.go.jp)



【問い合わせ先】徳島海上保安部管理課 TEL:0885-33-2246

第73回"社会を明るくする運動"

~犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ~
内閣総理大臣メッセージの伝達

海部地区保護司会

7月3日に、海部地区保護司会に所属している牟岐町在住の保護司4名が役場を訪問し、内閣総理大臣メッセージを杵富町長へ直接お伝えしました。

牟岐町は、犯罪・非行の少ない治安の良い地域ですが、今後とも本運動を通じて、民間協力者や地域の多くの方々のご理解とご協力をいただきながら、犯罪のない明るい街づくりを目指して、側面からご支援をいただけるようお願いしてまいりました。



第7号



内妻海岸

サーフィンに行く回数も増やし、カッコよく波に乗れるように頑張っています。内妻海岸で見かけたときにはアドバイスお願いします。綺麗な海なので、浮かんでいるだけで気持ちが良いです。自然と一体化できる最高の趣味を見つけました。



外で食べるカップラーメンは・・・

山河のみぎした生活日記

地域おこし協力隊

こんにちは。牟岐町地域おこし協力隊の石橋山河です。港にシオが回ってくる季節になりました。牟岐町での二回目の夏です。

今年は、海部川の遊漁券を取得してアメゴを狙った溪流釣りに挑戦しています。大自然を全身に浴びながら釣りをする時間は、開放的で癒やしです。楽しみは釣りだけではなく、溪流で食べるカップラーメンです。その味は表現できないくらい美味しいです。なぜあんなに美味しくなるのか疑問です。阿波踊りにも挑戦しているのですが、まだロボットの様な硬い動きしかできず大変です。そして全身筋肉痛です。こちらでは「みいいる」というみたいですね。涼しい顔で踊る連の皆さんが凄すぎて・・・柔らかく綺麗な踊りになるまでは、まだまだ時間が掛かりそうな予感・・・

夏におすすめなのが、「モラスコむぎ」です。アイスコーヒーやアイススクリームを食べながらゆっくりした時間を過ごせます。ネット環境も整っており、勉強や仕事にも集中できます。パソコンの画面を見てから顔を上げると海が広がって目疲れが一瞬にして無くなるのでおすすめです。

移住生活日記

移住生活日記のブログページを新しくしました。ページ名は「牟岐ナウ」です。牟岐町では、祭りやイベント、マルシェ、若者が企画している活動など、たくさんイベントがあります。そんな牟岐町の「今」を知れる電子掲示板のようになれば良いと考えています。発信したいことを誰もが発信できる場所です。記事や写真も募集中です。

Mugi Now
はこちら



モラスコむぎでワーキング

ブログ

移住生活日記を発信中



Instagram

徳島の景色を発信中



牟岐町駅前「灯閑」にて、実生ゆずを使ったソーダを販売しました。「ゆずゼリー」に加えて「ゆずソーダ」。夏にピッタリです。少しずつ味を改良しながら今後もイベントで販売していきます。販売する際は、ブログやインスタグラムで告知します。

北海道地震津波の記録

「海が吠えた日」より

南海津波を思い出して

杉谷 小松 トキワ
(旧姓栞方、当時宮ノ本在住)

昭和二十一年十二月二十一日未明ふと目を覚ますと、電灯がぎつちらぎつちらと左右に大きく揺れて、家の柱がぎしぎしと揺れます。今までに体験した事がない無気味な地震です。しばらく揺れて止まりましたので、私は布団の上に座っていましたが眠いのでまた布団の中に入っていました。母と姉はこんな大きな地震は生まれて初めてだと言って、大事な物を持たなければと仏様等準備していましたが、間もなく父が浜へ行っていったのか、浜の方から大きな声で「津波だ津波だ」と叫んで、「早く海蔵寺へ逃げろ!」と言って帰って来ました。

私はびっくりして飛び起き履物を探しましたが、電気が消えて暗いので見つからず、裸足で何も持たず逃げました。近所の人たちも子供や家族の名前を呼び合いながら、高い方海蔵寺を目指して走り出しました。海蔵寺の石段は人でいっぱいですが、山を駆け上って行きました。その時は夢中で分からなかったのですが、落ち着くと裸足でしたので足が痛いのと寒さで困りましたが、潮にも浸からず無事逃げられました。母と姉は私より少し遅くなったので、家を出る時はもうつぶしまで潮が来ていたそうです。夜が明けて来るとまたびっくりしました。

海蔵寺から海を見ると、一文字の堤防の前には家が流されて、屋根がぼっかり浮いているのです。朝のうちは小さい余震が何度もありましたが、お昼近くになり少し落着いたので、家へ帰ろうと下りて来ましたが、町は船やらガラクタで家へ入れません。吉勝商店から川寄りの家は皆倒れていました。

吉勝の家は二階が町の真中に倒れ、道路をふさいで歩けません。隣の母屋は庇が飛ばされてしまいました。私の家はどうか建ってはいませんが、中はグチャグチャです。天井下一〇センチぐらいまで潮が来ていたので、布団もベチャベチャで出すこともできません。その晩、隣組の人たちは大市の二階が潮も来ず無事でしたので泊めてもらいました。

下町の人達の内、お年寄りや子供さんたちが逃げ遅れ、津波で流されてたくさん妙見さんに運んでぬくめたりしましたが、大勢の方が亡くなりました。

妙見さんの境内は棺桶でいっぱいになりました。南海大地震は地震だけでは家は壊れなくて、人も死ななかったと思います。津波で家も人も流され、水の来なかった所は家が潰れてなく、死亡した人もいなかったように思います。

私の家族は一〇日間ぐらい灘の平瀬さんの家で泊らせてもらい、大変お世話になりました。毎日朝から晩までガラクタの整理や洗い物で、何にもかもドロドロでした。ガラクタを燃やす中へさつま芋を入れて焼き、隣近所の人たちと皆で食べました。

また、町内の方も後片付けに大勢出役してくれました。救済物資は軍服と乾パンぐらいだったと思います。

また、後日、家を流された人たちに、バラック建ての応急住宅が灘道と旭町に建ちました。

LINEで証明書の申請が 可能になりました。



LINEによる証明書発行手続きに必要なもの

- LINEによる証明書発行手続きには、次のものが必要となります。
- ・署名用電子証明書を格納したマイナンバーカード
 - ・マイナンバーカード交付時に設定した電子署名の暗証番号（6文字以上16文字以下のもの）
 - ・マイナンバーカードの読み取りが可能なスマートフォン
 - ・LINE Payアカウント

取得できる証明書

住民票の写し／身分証明書／独身証明書／戸籍の附票／税証明書

発行手数料・郵送料について

- ・1通あたりの発行手数料は次のとおりです。
住民票の写し、身分証明書、独身証明書、戸籍の附票：300円
税証明書：200円
- ※住民票の写しを軽自動車、離職証明に使用する場合、手数料は無料となりますので直接役場までお越しください。
- ・送料は一律84円いただきます。なお、84円分の送料を超える場合は、差額分を受取人払いとさせていただきます。
- ・お支払いはLINE Payに限られます。
- ・申請後の取消はできませんのでご注意ください。

お問い合わせ先 デジタル推進課 TEL:72-3422

PICK UP MUGI

牟岐短歌会

活動内容を教えてください。

短歌に興味を持つ人達の詠んだ歌の文化祭、図書館展示をつづけています。

牟岐町に対する要望は。

年に一度位なら公民館講座で短歌(例えば万葉集)を楽しんでもらいたい。

今後の目標は。

月に一度の例会をつづけられるようにしたい。

「広報むぎ」の感想は。

良くなって来たようです。住民参加のところで発行してください。

代表者 藤井利一

0884-72-0162

